

平成22年第12回邑南町議会定例会(第4日)会議録

1. 招集月日 平成22年11月29日 告示
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成22年12月10日(金) 午前9時30分
 散会 午前10時19分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大屋光宏	2番	宮田秀行	3番	中村昌史	5番	日野原利郎
6番	清水優文	7番	辰田直久	8番	松本正	9番	亀山和巳
10番	日高学	11番	石橋純二	12番	高本勝藏	13番	山中康樹
14番	長谷川敏郎	15番	日高勝明	16番	三上徹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大屋光宏	2番	宮田秀行	3番	中村昌史	5番	日野原利郎
6番	清水優文	7番	辰田直久	8番	松本正	9番	亀山和巳
10番	日高学	11番	石橋純二	12番	高本勝藏	13番	山中康樹
14番	長谷川敏郎	15番	日高勝明	16番	三上徹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
副町長	桑野修	総務課長	日高禎治	定住企画課長	東義正
財政課長	藤間修	情報推進課長	安原賢二	町民課長	表正司
税務課長	三上俊二	福祉課長	三上洋司	農林振興課長	坂本敬三
建設課長	田中節也	水道課長	松川好史	保健課長	大矢輝美
会計管理者	藤田憲司	瑞穂支所長	佐々木孝義	羽須美支所長	福田誠治
教育委員長	河野義則	教育長	土居達也	学校教育課長	細貝芳弘
生涯学習課長	森岡弘典				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会議務局長 屋原進 事務局主任 日高泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
8番	松本正	9番	亀山和巳

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成22年第12回邑南町議会定例会議事日程(第4日)

平成22年12月10日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第113号 調停の申請について

議案第114号 邑南町支所条例の一部改正について

議案第115号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正について

議案第116号 邑南町町営バス条例の一部改正について

議案第117号 邑南町バス料金条例の一部改正について

議案第118号 邑南町印鑑条例の一部改正について

議案第119号 邑南町斎場条例の一部改正について

議案第120号 邑南町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正について

議案第121号 工事請負契約の変更契約の締結について

議案第122号 平成22年度邑南町一般会計補正予算第5号について

議案第123号 平成22年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について

議案第124号 平成22年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号について

議案第125号 平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について

議案第126号 平成22年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号について

議案第127号 平成22年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号について

平成22年第12回邑南町議会定例会(第4日)会議録

平成22年12月10日(金)

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(三上徹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成22年第12回邑南町議会定例会、第4日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をいたしておりますとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(三上徹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番松本議員、9番亀山議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の質疑

- 議長(三上徹) 日程第2、議案の質疑。これより議案第113号から議案第127号までの質疑に

入ります。始めに、議案第113号に対する質疑から始めます。質疑はございませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 今回、いわみファームを相手方として調停を、申請をする議案でございますけれども、今日の新聞報道によれば江津市は、あのう、糸谷集落等の関係者から、あのう、要望を受けて島根県に対して意見書を、あのう、提、提出するというようなことが報道されておりましたけれども、あのう、そうした点を踏まえて若干何点か質問をしたいと思っております。調停は公害の被害者の、これは総務省のホームページに公害調停の問題が載ってるわけですが、その中の質問に公害のその調整委員会のあり方として公害の被害者の立場に立った機関なのかという質問に対して、当事者間の公害紛争を中立公平な立場で解決する機関であるというふうに言われています。本来、県知事がそういう立場に立つべき、立っていただけるものかどうか、これまでの歴史を考えれば、いわみファームの開発のスタートの時点でか、島根県は執行権限を持つ意味で非常に大きな責任を持っていました。特に開発協議の許可では、八戸ダム下流への放流を開発許可の条件としながら覚書では一切の排水の放出を認めない覚書、現在は効力を持っていませんが、平成6年4月28日の覚書に対して、県の出先機関が調印したなどという、まあ、二枚舌の対応をしてきたことが、今回の事態を招いた一つの大きな要因であったというように思います。つまり、島根県はこの問題では責任を取るべき立場にある一つの大きな機関だと思っております。そのトップが中立公平な立場で解決する、することができるのかどうかということがまず一点。それから2番目には調停はどのような制度ですかということが必要に応じて調査を行うなどして双方のご、互譲、お互いに譲る心に基づく合意によって紛争の解決を諮る手続きだというふうに指摘されています。お互いの譲り合いの心ということが果たして、先日の全員協議会でも11月19日のいわみファーム代理人の、11月10日のいわみファームの代理人の回答にしてもですね、費用負担の法的根拠は河川法、邑南町の条例を違反していても費用負担の法定根拠にはならないんだというような回答をしているという、そういう相手に対してお互いに譲り合うということはどういう条件がせい、生じてくるのか。そして、またこの調停の手続きは非公開であります。つまりこの議会でこの申請について、まあ、可決をして、その後、あのう、の動きは全く我々には伝わらないということになっていくと思われましても、この非公開という問題についてどのようにお考えでしょうか。で、3番目には、そういう意味では私は昨年の6月議会で島根県公害審査会に対し、原因裁定を求めるべきだということを言いました。そして掛かった費用を原因者負担の原則に基づき、いわみファームに求償すべきではないかということ提起したと思うんですが、この議案の説明、調停の内容についても邑南町はこれに掛かった費用を原因者負担として有限会社いわみファームに請求したが、未だ支払われて、支払われていないというふうに書かれています。つまり原因が貴方ですよという裁定をキチンとして強制力を持たなければお金を払うということを相手は言わないのではないかということがあると思いますが、これらの所見についてどのようにお考えでしょうか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) まず一点目でございますが、県の、まあ、中立性ということだろうと思っておりますが、島根県には公害審査会という会が、あのう、直接設置はされておられませんのであくまでも調停委員さんの候補名簿というものが、確か記憶では15名であったと思っておりますが、あのう、作成をされております。で、県知事は公害審査会を、まあ、代、代行するような形で、この候補委

員の中から3名を選んで、その3名が調停なり仲介なり斡旋なりにあたられます。で、そこではもう県知事の権限からは離れて独自にその3名の委員が調停にあたられますので、確かに島根県知事という2枚看板にはなりますけれども中立性は十分に保たれているというふうに理解しておりますし、またそうでなくてははいけません。それから2番目の調停の有効性ということではありますが、確かにその調停は双方の互譲に基づきという、合意に基づきという言葉がございしますが、調停委員が積極的に、まあ、当事者間に介入をして手続きをリードして行くんだということでもありますので、今回はその部分に掛けて見たいということでございます。非公開につきましては、あのう、まあ、我々は当事者であります、あのう、その当事者がどこまで外部に公表できるのかというのは、あのう、現在確認しておりませんので、これは改めて調停、公害審査会の方と確認をして見たいと思います。それから裁定はどうかという4番目のご質問でございますが、裁定は一応、あのう、国の機関が行います。で、県の公害審査会という制度の中では斡旋、調停、仲裁という三つのことについて行われます。で、裁定の中で責任裁定あるいは原因裁定につきましては国の機関で行われますので、まあ、殆ど裁判と同じような扱いになるんだろうと思われまますので、まずは調停に掛けて、まあ、我々の代理人ともよく相談した上で調停に掛けると、その上で次の、まあ、ステップに進むべきなのかどうなのか、あるいは調停で方が付くのか、付くのかどうなのかということ、まあ、見極めて行きたいというふうに考えております。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 我々が、も当事者で、当事者であるということが発言されましたが、そうすると当事者間、当事者である我々は執行部だけなのか議会も含めてなのか、そういう点もあわせて、その、まあ、聞いて見るということですが、もし非公開であった場合は、そのこの後、今後です。調停の動きに関しては我々は関与できないということになってしまう可能性もあるんですね。その点についてのお考えは如何ですか。それから、あのう、先ほど、その県は斡旋、調停、仲裁までだという説明をされました。で、ちょっと私よく分からないんですが、あのう、県が、国がする公害等調整委員会の申請の部分というのは重大事件、あのう、被害者が、被害者が相当多数のもの、ものに及び、また及ぶ恐れ、恐れのある事件、生命身体被害ですね。それから被害の総額が5億円以上、それから航空機や新幹線に係る騒音、複数の都道府県にまたがる事件で、それ以外は県がやるんだというふうに書いてあるんですが、裁、責任裁定と原因裁定は県ができないということはどこにあるんでしょうか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 最初の非公開の件でございますが、あのう、当事者として、まあ、どこまでの範囲が当事者にある、なるかというのは、ちょっと私も今は分かりません。ただ、あのう、自治体がこういう行為を行う場合は、まあ、議会の議決、議決が必要ということでもありますので当然、まあ、あのう、次のステップあるいは、今回のこの議案の提出に際して何らかの情報は、やはり提供しなければ判断ができないものと思われまますので、あのう、まあ、ここでハッキリしたことは言えませんが、そこも含めて検討、公害審査会の方にそこは確認をして見たいと思います。それから2番目の質問につきましては私が入手しております資料では、まあ、先ほど申しあげたとおりであります。あのう、勘違いがなければそういうことでもあります。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

- 議長(三上徹) はい、14番。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) まあ、こうした、あのう、訴訟を、訴える場合議会の議決が必要なわけですが、でも、当然それは議会にもその内容を知らせるということを含めて、経過も含めて知らせることが前提になっていると思うんです。で、その場合ですね先ほどおっしゃったように、あのう、手続きが非公開とされている理由はこれにより当事者が率直に意見を述べあうことが可能になるということですから、少なくとも現在いわみファームの代理人、代理人の態度で言えば公開される、言っている話が公開されるようなことが前提であればこの調停には、まず応じないということも当初から予想される危険は無いのかどうか。それから、その裁定をですね、やっぱり使うのであれば、その裁定が使えるかどうか確認していただいて、あのう、その方向でやらないと本当に町民の税金を使った金が回収できないけど一応これの手続きは踏んで見るよっていう形でいって、結果的には問題解決が先延ばしになるということに招いてはならないので、その点は確認を、あのう、早めにしてほしいと思います。最後にですね、あのう、島根県水質汚濁防止連絡協議会というのは、これは常時設置されていますよね。1級河川、2級河川について、で、そこへ出してそこでの判断なり回答というのは何か邑南町はもらっていますか。これは建設かの方だと思います。
- 田中建設課長(田中節也) 番外。
- 議長(三上徹) はい、田中建設課長。
- 田中建設課長(田中節也) 水質汚濁防止協議会の県の機関の方への協議は掛けておりません。
- 議長(三上徹) 坂本農林振興課長、ありませんか。あのう、さっきの要望というか、あのう、こういうの早く進めてほしいとかいうの。
- 坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。
- 議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。
- 坂本農林振興課長(坂本敬三) ええっと、相手が、まず応ずるかどうかというふうな点につきましては、あのう、現時点では分かりませんので一応、あのう、申請はして見たいというふうに考えております。
- 田中建設課長(田中節也) 番外。
- 議長(三上徹) はい、田中建設課長。
- 田中建設課長(田中節也) ええっと、ちょっと説明不足だったかも知れませんが、あのう、水質汚濁防止協議会では、いわゆるそういう水質汚濁の事故が発生したときの初動態勢でありますとか対応については、当然協議をして行動をしております。ただ、その後の、どう言いますか処分につき、処理につきましては改めて協議をしたということとはございません。以上でございます。
- 議長(三上徹) その他ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第113号の質疑を終わります。続きまして、議案第114号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。
- 中村議員(中村昌史) 議長。
- 議長(三上徹) はい、3番。
- 中村議員(中村昌史) ええっと、この度の、支所条例ですね。すいません、議案を間違えました。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。
- 議長(三上徹) はい、14番。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) 大変な努力をしていただいて、新しい瑞穂支所が、あのう、使えるよう

に今後なる分けですけれども、まあ、それに伴うじょうし、住所移転ですが、あのう、これは総務課長にお伺いしたいんですが、まあ、行政文書館として、あのう、旧庁舎の裏側の中央集会室、議会棟のところについて、まあ、行政の文書の、この整理する場所として管理してもら、もらいたいということで、で、まあ、あのう、準備もされておりました、今、あのう、本箱も入ったり資料もだいぶ収集、移転が進んでいるように思っておりますけれども、あそこは今後どういう扱い、その例えば文書の保管所という形にちゃんとして何番地という形ですか。恐らく、あのう、間に水路があるので番地が違うと思いますので、ちょっとそのへんを含めてどうなのかお考えをお伺いしたいと思います。

●日高課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高課長(日高禎治) 条例では確かに、あのう、淀原153番地1の方に支所を移すということになっておりました、現在、あのう、裏の中央集会室と呼ばれておる建物については図書、文書で、図書と言いますか文書でございます。あのう、公文書と言いますか、あのう、町の方が今まで持ってきた。現在のところそちらに、あのう、現在の支所の横にあります古い文書をまず移転をさせていただきました。これは、まあ、各課動員をしてやったとこでございます、1階の部分に中央集会室の1階部分に書棚を設けまして、そちらに内でも、持ちます、あのう、規定、文書管理規定に基づいて整理をして行こうということで整理をしてきておるところでございます。今後も2階部分とか、そうしたところも予算的に許す限り、そうした書棚を設けて行きたいというふうに思っております、そういうの整ってそこを公文書館として位置付けるのかどうかというのは、まだ時間ちょっと時間ございますけども、3月までは、まあ、支所の分館的な位置付けとして管理をしていきたいということで、それまでに何とか結論を出して行けばなっというようなところを今持っております。文書が様々点在をしております。邑南町の文書が合併もありましたので、こうしたことも整理も含めながら、ただ全、町民の方全部に公文書館となって閲覧が可能かどうかとか、そうした点も常に誰かを置いてそういうふうにするのかどうかとか、いろんな点があろうと思いますので、そういう点を含めて整理をして行きたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) まあ、その考えは、あのう、是非キチッと進めて行っていただきたいと思うんですが、瑞穂支所の建物と中央集会室の建物というのは、ここの番地がこう移動すると、あの建物、まあ、あのう、瑞穂支所の本、本体の方は、まあ、あのまま解体すると思っておりますけど、その建物残っちゃうんですが、それはどういう扱いになるんですか。その住所が無いようにならないんですか。それは大丈夫なんです何か名目を付けて設置しとかないと町の公共施設とか。何かそういうものにならないような気がするんですけど、そのへんはどう何ですか。

●日高課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高課長(日高禎治) ええっと、あのう、我々の方では財産だん、台帳としてはキチッと残して置くという手続きをとっております。で、まあ、あのう、いろいろ今でもあるわけですけども、例えば番地が違っておって車庫がここにある、こうしたものがここにあるというものを、それぞれ地、代表番地を条例上こう出しておるという形がありますので、今の考え方として財産台帳上、支所の分館としての位置付けとして管理を行ってまいりたいというところでございますので、あのう、管

理の方はそのようにして行きたいと思っております。今後についてその行政財産としての、また別な位置付けとしてやる場合に条例設定をして行きたいというふうに今考えておりますのでよろしくお願いたします。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、まあ、今は大字が無くなりましたが、大字の三日市と、まあ、三日市と淀原ですよ。で、三日市の方はこの支所の設置条例では消えるわけですよ。だから代表番地が無くなっちゃうのに、あれほど別れたところでも分館、まあ、その実務的には分館でいけるんでしょうけど、その形は何かキチッとできないんです。というのがちょっとよく分からなくて。もう一回質問したいと思うんですが。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) この支所の設置の条例でありますけれども、確かにいろんな番地にまたがる場合、この本庁の番地が一つの番地になっているかどうか私ちょっと全てを確認しておりませんが、ほかな旧石見時代から使っていた、あのう、合銀の跡地を文書館にしてやっておりますけれども、これも特別に、まあ、財産台帳には登載しておりますけれどもということ。それとこの支所の条例というのは一つの決定機関としての場所、まあ、極端な話をしますと、あのう、支所長が何所において決定をする場所として示しているかという意味の持った条例というふうに位置付けて、財産の管理としての条例の意味と、それから決定機関が何所に所在地を置いているかということの意味とに区別して考える必要があるんじゃないかというふうに考えております。

●議長(三上徹) その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第114号の質疑を終わります。続きまして、議案第115号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、3番。

●中村議員(中村昌史) この度の自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正についてということ、あのう、いわゆるリゾートセンターを、この中で位置付けようとするものと受け止めますが、あのう、リゾートセンターについては既にリゾートセンターの設置条例があると思います。で、あのう、こちらの方の条例の取扱いはどうなるのかということと、それから現在の設置条例でも指定、まあ、この度は、あのう、自治会への指定管理をとということが、あのう、念頭にあるようですが、あのう、リゾートセンターの設置条例の方でも指定管理の条項があります。で、こちらの自治会館の条例の方で指定管理ということがあってですね、あのう、指定管理に出す場合にどちらの条例に基づいてというふうなところを、こう操、操作をしてと言いますか意図的にこちらの方で出すんだというふうなことが可能なかどうか。そこらをキチンと整理しておかなければいけないのじゃないかと思うんですが、そのへんについてお伺いしたいと思います。

●日高課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高課長(日高禎治) 提案説明のときに申しあげましたように羽須美リゾートセンターとして本町に合併後、継承しておる施設でございます。羽須美リゾートセンター設置条例もございます。中に

指定管理ということも入っておるのを重々承知しておりますが、まあ、従来、あのう、こうした会館、まあ、公民館であるとかいろんな施設、こうした利用をするという意味合いで設置条例というのは別にありながらも、こちらでの利用もつという意味合いで、あのう、本町の場合そこへ載せてきた経緯がございます。この度、提案理由説明をさしていただいた中にもそうした地域の方々の意向もあるということで、そうした自治会館であるとか、あるいは集会所としての位置付けをして、その利用にも供して行きたいということでございます。ただ、この羽須美リゾートセンターというのはリゾート祭りであるとか、そうしたときにその自治会というか、その地域の方の特別な利用としての位置付けに、だけにしてはどうだろうかという気を今持っております。で、そうした意味合いで今後その地域の方々とも良く話し合いながらその利用については、あのう、決めていかなきゃいけないということで、まあ、あのう、そちらの条例も残して置きたいというところがございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●議長(三上徹) はい、3番。

●中村議員(中村昌史) あのう、指定管理のことについて、あのう、リゾートセンターの設置条例の、に基づいた指定管理なのか、あるいはその自治会館、集会所条例の、に基づいた、あのう、指定管理なのかというところをこうどちらで指定管理をお願いするんだということを使い分けるということは可能なんでしょうか。そのへんとこだけキッチリ教えてください。

●日高課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高課長(日高禎治) まだ、あのう、指定管理をどうするということまで話をですね、あのう、してはないんですが、条例上は規定をしておきたいということで出しております。まあ、今後よく詰めながらやって行きたいと思っておりますが、あのう、地域の方々とそのへんはよく話をして基本的には集会所的ですね、いわゆる避難所としての常に、まあ、空いた状態というのが好ましいと思っております。まあ、あのう、こちらの方でできるように、この条例を改正したいということでございますのでご理解いただきたいと思っております。

●議長(三上徹) その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第115号の質疑を終わります。続きまして、議案第116号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第116号の質疑を終わります。続きまして、議案第117号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第117号の質疑を終わります。続きまして、議案第118号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第118号の質疑を終わります。続きまして、議案第119号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

●松本議員(松本正) 議長。

●議長(三上徹) はい、8番。

●松本議員(松本正) 8番松本です。この条例は身体の一部を付け、付け加えるというふうな改正で

ございますけども、町民の皆さんに理解し易い説明が必要だと思います。身体の一部とはどの範囲を示すものか。このまた定義があるのか、そして規則などで定めてあるのか、そのことを質問いたします。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) 身体の一部ということでの定義ということですが、まあ、定義のどこまでは定めておりません。また身体の一部については、あのう、説明申しあげましたように、まあ、手術等によつての切断等の一部といったことでの今回の条例改正をするものですが、まあ、他の自治体を、その条例を見させていただいても身体の一部と入っております。そういうことで、まあ、今回はその定義まで、どこまでとかいうのは、あのう、定めておりませんが、そういったことの手術等の切断等による、まあ、身体の一部といったもの、これまでの取り決めがありませんでしたので、今回あつてその付け加えさせていただいて条例改正するものでございます。以上です。

●松本議員(松本正) 議長。

●議長(三上徹) はい、8番。

●松本議員(松本正) 定義が無いということですが、手術などでの切断とかいうふうなござ、ございましたけども、そのことでですね、他町でも付け加えたから入れたというふうな説明がございましたが、他町では、じゃあどのような、このことを扱ひとしてですね、されているのか、そういったことを問い合わせとか調べられたかどうかお伺ひします。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) 私の方で、ちょっとそこまで、あのう、把握しておりません。また、あのう、そういった定義とかもありま、あるようでしたら調べさせていただいて何らかの方法で、また、あのう、周、周知させていただきたいと思っております。

●松本議員(松本正) 議長。

●議長(三上徹) はい、8番。

●松本議員(松本正) まだ調べて無いということですが、23年の1月1日から施行するということになっております。もう直ぐこそ、これが出てくるかも分かりません。どういうふうなものかというものをちゃんとですね、あのう、してこういった条例改正をすべきだと思います。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) はい、あのう、早速そういったところへちょっと問い合わせしたり、調べて見ますので、そういったことで、また何らかの方法で周知したいと思っております。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 身体の一部という、まあ、極めて抽象的な言い方かもしれませんが、これは事前にどういう場合が想定できるということで、あのう、表記し難い部分があります。例えば、あのう、具体的に、あのう、手術した場合等でも病院での処理で終わる場合もあるでしょうし、ただ、あのう、一つ最近の例で言いますと事件でありますけれども浜田でおきました女子大生の、あのう、事件がありましたけれども、そういった場合に身体の一部しか発見されない場合ですね、そうした場合の、にはこうした火葬等もなされるということもありますので、ですから、まあ、手

術だけの例を言いましたけれども、そういったいろんな事例があると思いますので、まあ、こうした条例整備をしておく必要があるというふうに理解をしていただきたいと思います。

●議長(三上徹) その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第119号の質疑を終わります。続きまして、議案第102、120号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第120号の質疑を終わります。続きまして、議案第121号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第121号の質疑を終わります。続きまして、議案第122号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

●松本議員(松本正) 議長。

●議長(三上徹) はい、8番。

●松本議員(松本正) ページ数10ページでございます。総務費の徴、徴税費の賦課金徴収税のことでございますが、農業協同組合の共同利用に供する機械及び装置に関して固定資産税の3年分の固定資産税を2分の1とするところを町が行わなかったために還付税の3年分の償還金があります。また町が誤った課税のために還付加算金64万7千円予算計上をされていますが、これは町の不利益になるというふうに考えます。このことを副町長はどう処理されているのか質問します。

●三上税務課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上税務課長。

●三上税務課長(三上俊二) 私の方から、この補正にあげております概要を説明させていただきたいと思っております。これは農業組合、農業協同組合等の法人が機械装置を取得した場合、その際において国から補助金500万円を受けて取得した、かつ一基当たり330万円以上。こういうものが条件を満たせば、これは当初課税から3年間は固定資産税を半額とするという地方税法に、そういう特例が示されております。これを本町がこの法令を十分に周知していなかった。そして、また納税者の方も周知していなかったということで、今回その課税の誤りであったということが判明いたしました。これは県の方から調査がありまして、こういう特例の適用が無いかということで、本町の方にありまして、それで再度税務課の方で調べました結果、該当がこの1件あったということが判明いたしました。それで誤った課税をしておったということと判断し、17、16年に取得しましたんで17年、18年、19、3年分に限りまして、その払われた税額の半分を今回還付するということでございます。それで還付の場合は還付加算金を付けなくてはいけないという地方税に規定されておりますので、その間の加算金を付けた。あわせて今回の補正額に計上させていただいたということでございます。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 内容等につきましては、ただ今課長が説明したとおりでございますけれども、確かに、あのう、課税誤りということについては大変申しわけなく思いますし、まあ、今後こうし

たことが起きないように、また研修等も職員の中で行って再び起きないというふうな形にもって行きたいというふうには思います。町に対し、がこの還付加算金部分については不利益を被るということも確かにあるかと思えますけれども、この地方税法、まあ、税法、所得税法等を含めてでありますけど、特に地方税法というのは非常に分かりづらい法的なことが、でありまして、まあ、そうした中で町の職員が十分に把握できなかったという点については反省を行い、また深くお詫び申しあげるところであります。

●**議長(三上徹)** よろしゅうございますか。はい、その他ございませんか。

●**大屋議員(大屋光宏)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、1番。

●**大屋議員(大屋光宏)** 9ページの財政調整基金積立金について、行政報告の中にもありましたように、あのう、将来的にはどうか、あのう、来年度予算についても予算規模の縮小を行え、行わない限り財政の再建は難しい状況が続いているということではあります、あのう、まあ、補正の都度財政の規模が大きくなってきている。で、今回偶々、あのう、地方交付税の交付金が1億1千400、すいません、44万円7千円ですかあ、あったもので、あのう、今、あのう、7千288万1千円ほど基金に積むことができたんですけど、今まで補正の都度、あのう、財源が無いと、あのう、この財政調整基金を崩していたんだと思います。で、今回も、もしこの交付税が無ければ、あのう、交付税と積み立てた差額、約4千100万ぐらいは財政調整基金を崩、崩して補正を組む予定であったのかと、あのう、この財政調整基金は年度当初と今回、あのう、積み立てを行うと残高としていくら増えるのか減るのかを一つお願いします。それともう一点23ページの学校管理費、工事請負費について、市木小学校、口羽小学校、やみ、石見東小学校3校の耐震補強工事ですが、口羽と石見東が無くなったということで実質は減額なんです市木小学校については約600万の増額。で、当初に比べて、あのう、当初予、予定に比べても50%増しなんだと思います。で、あのう、この増えた原因というのは何であるのか、その市木小学校の屋体工事についての特有なものであるのか補強工事全体についても、あのう、今後は5、5割、あのう、当初見込みの5割増しぐらいで全部組んでいかなければいけない理由があったのかどうか。2点お願いします。

●**藤間財政課長(藤間修)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、藤間財政課長。

●**藤間財政課長(藤間修)** ええっと、まず第1点の財政調整基金の関係でございますが、あのう、補正予算を組む際には何らかの財源が必要になります。で、あのう、特定財源が無い場合には、あのう、こういった財政調整基金を使わしてもらうというために積んでおります。で、今回も実は、あのう、福祉関係の、あのう、必ずいる、あのう、どう言いますか町負担が義務負担がありますんで、そういったものはとにかく他に財源がございませんので、こういった、あのう、財政調整基金を使わせていただくようになっております。ですからもし、あのう、特定定、財源が全く無い場合には、これしかもう頼るところが無いというふうに思っていたいただければ良いと思います。で、今、あのう、当初予算で平成21年度末で財政調整基金が3億6千827万5千円ございます。それに対しまして当初予算で瑞穂支所関係の、あのう、補償費がありましたですけども、その関係の取り崩しを5千468万8千円しております。これもですからそういったときのための財源でございます。さらに6月補正で7千306万6千円崩しましたけども9月補正で、またその同額を戻しております。そういうふうには、あのう、増減がございます。で、今回、さらにこれを普通交付税が増えましたので、その部分に、を差し引きしまして7千288万1千円を積みまして、で、今後まだ3月補正と

かがありますので、それを見越しまして、あのう、もちろん交付金も見込めますので、それと合わせましてそういった財源のために今回積み増しをします。で、今一応それをしますと3億8千305万7千円ぐらいの残額になりますので、これで将来の負担をしていくというふうに思っていたいただければ良いと思います。以上でございます。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) ええっと耐震のことにつきましては、あのう、手続き上ですね、当初、あのう、I S値を判明させるために設計業者に委託して概要をはじきます。で、その後ですね、そのままスムーズに行きゃあ良いんですが、あのう、設計ができあがった段階で概要設計についての審査会に、また諮る手続きがあります。そのときにそれぞれの科目によってどういうふうな構造であるか、あるいはI S値に対して耐えうるかどうかという再審査があります。そのとき審査会の方から設計業者に対して、これでは、あのう、もたないの、こういうような補強の設計をしてくださいという指示がありまして、今回市木の場合は増額はそういうふうになっております。ただし、あのう、それぞれの案件が審査会によって指示がありますので、すべからく増えるということではありません。ただ、あのう、手続き上の当初言いました最初の設計が、そういう概要設計で行きますので、あのう、減るという見込みは非常に弱いということです。今回の増額につきましては当初1千260万を予定しておりましたが相当な額が増えたということでございます。以上でございます。

●議長(三上徹) その他ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第号122の質疑を終わります。続きまして、議案第123号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第123号の質疑を終わります。続きまして、議案第124号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(三上徹) はい、2番。

●宮田議員(宮田秀行) はい、4ページ医療品衛生材料費で150万計上されております。これ、先日も、あのう、医薬品という形で説明を受けておるんですけども、こちらの、まあ、まとめて購入をされたというふうに考えられるんですけども、患者の利用規模等から勘案いたしまして、この150万というのは妥当な金額なのか、以前運営しておったときにも、大体このぐらい計上されておったのかどうかということ。後、使用期限というものが医薬品にはございますけれども、それらを超えた場合において、それは返品ができるようなものなのかどうかお尋ねいたします。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) 今回、医薬品の購入ということで150万計上させていただきます、いただいております。ああして9月から常勤医師就任いただきまして診療を行っておりますが、診療に対して

の医薬品が必要ということで、今回の医薬品の150万の増額でございます。まあ、規模、適正規模とか、あのう、ちょっとそのへんも、あのう、比較してのあれは今明確に、ちょっと回答できないところもありますけども、今後こうして診療を行うにあたって必要経費分としての増額補正をお願いしとるところでございます。それと、あのう、期限との関係につきましては、ちょっと、あのう、十分ちょっと今、把握をしておりますので返品等とか、そういうとこちょっと、また、あのう、今、ちょっと把握しておりますので、ちょっとはっきり回答できませんので、また、あのう、調べさせていただくと、いただきたいと思います。

●宮田議員(宮田秀行) 議長。

●議長(三上徹) はい、2番。

●宮田議員(宮田秀行) はい、お尋ねしたことが、一つもお答えが戻ってきておりませんので早い機会に文書等でご報告の方お願いいたします。以上です。

●議長(三上徹) その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第124号の質疑を終わります。続きまして、議案第125号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第125号の質疑を終わります。続きまして、議案第126号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第126号の質疑を終わります。続きまして、議案第127号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

●松本議員(松本正) 議長。

●議長(三上徹) はい、8番。

●松本議員(松本正) 歳出の4ページでございます。備品購入費で112万というものがございすが、総務の方の資料ではターミナルアダプターとあります。これは何台分で1台の単価はいくらかをお尋ねをします。

●安原情報推進課長(安原賢二) 番外。

●議長(三上徹) はい、安原情報推進課長。

●安原情報推進課長(安原賢二) 1台単価が1万6千円で70台分でございます。

●松本議員(松本正) 議長。

●議長(三上徹) はい、8番。

●松本議員(松本正) 70台という台数でございますが、これは在庫として持つのか、直ぐこの70台というものが、使用する場所があるのかをお尋ねします。

●安原情報推進課長(安原賢二) 番外。

●議長(三上徹) はい、安原情報推進課長。

●**安原情報推進課長(安原賢二)** 予算のときに説明をいたしましたように、今年の6月の1日、2日に、あのう、まあ、町内で大変な雷がございまして、まあ、特定の地域で殆どTAがだめになりまして、まあ、修理にだしたんですけども約4分の1ぐらいしか修繕ができない状況でございまして、まあ、急遽、まあ、あのう、住宅用のTAというのが、まあ、あのう、住宅の方では、あのう、IP電話を使われない方もいらっしゃるわけですし、そのTAをですね、急遽廻して対応したということですが、このTAの発注から製造までは約2、3か月、長くて4か月以上に、非常に、あのう、長い、あのう、まあ、どういのですか製造まで、発注までに時間が掛かりますので、まあ、なるべく早い間にお願いをしてですね、まあ、あのう、在庫か即いるかという質問に対しましては、まあ、あのう、そういう事態のために備えておく在庫ということになります。以上でございます。

●**松本議員(松本正)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、8番。

●**松本議員(松本正)** そうしますと6月の雷雨のときの、分での取り替えって言うか。今のところは全部、いろんな空きのところと間に合っていると、それで70台というのは今後のそういった対策に備えての、何ていうかストックであるというところ、それで、まあ、サンダーガードっていうのも100台、100枚というか100ほど、あのう、購入されてますけども、こういったことでの、その来年度に対しての備えというところで考えてよろしいんですか。

●**安原情報推進課長(安原賢二)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、安原情報推進課長。

●**安原情報推進課長(安原賢二)** あのう、今から、あのう、雪おこしでたくさん雷が鳴ることも想定されますので、来年度では無くて、あのう、70台全て、あのう、ストックではなくて足りない分もございまして、それも含めての購入ということでご理解いただきたいと思います。

●**議長(三上徹)** その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** 無いようでございますので、議案第127号の質疑を終わります。第126、ごめんなさい。無いようでございますので、議案第127号の質疑を終わります。以上で議案第113号から議案第127号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●**議長(三上徹)** 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さんでございました。

—— 午前10時19分 散会 ——